

沖縄県立図書館 **デイジー図書等貸出サービス** 利用登録申込書

おきなわけんりつ としよかん ちょう さま
沖縄県立図書館長 様

しんせい び ねん がつ にち
申請日 年 月 日

ふりがな											れんらくさき ねんらく つ ほうほう ねが 連絡先(連絡が付きやすい方法をお願いします。)	
なまえ 名前											でんわ 電話	☎
けんりつしよかんりよう 県立図書館利用 しゃばんごう 者カード番号											メール アドレス	

デイジー図書再生機の貸出を希望しますか？（はい・いいえ）

 デイジー図書再生機の汚破損は場合によっては弁償になる可能性もあります。

職員間取り

本が読みづらい理由をお聞かせください。(複数回答可)

活字で読書が困難な理由となる障害について、手帳等をお持ちですか？(足が悪いなど読書困難に当たらない障害は申込出来ません。)

- ☐ 身体障害者手帳の所持 [] 級(
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳の所持 [] 級(有効期限: 年 月 日)
- ☐ 療育手帳の所持 [] 級(有効期限: 年 月 日)
- ☐ 自立支援医療受給者証の交付を受けている(発達障がいなどで通院中)(有効期限: 年 月 日)

各種手帳の所持が無い方は診断書などの文書がありますか(読書困難に当たらない場合は申込出来ません。)

- ☐ 医療機関・医療従事者からの証明書がありますか
- ☐ 福祉窓口等から障害の状態を示す文書がありますか
- ☐ 学校・教師から障害の状態を示す文書がありますか
- ☐ 職場から障害の状態を示す文書がありますか
- ☐ 学校における特別支援を受けているか、いた
- ☐ 読書困難のため福祉サービスを受けている
- ☐ ボランティアのサポートを受けている
- ☐ その他(理由を記載)

日常での読書困難な様子をお聞かせください

- ☐ 家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
- ☐ 活字をそのままの大きさでは読めない
- ☐ 活字を長時間集中して読むことができない
- ☐ 目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
- ☐ 身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
- ☐ その他、原本をそのままの形では利用できない

※現在、活字で読書が困難という事が分かれば登録が可能です。

受付者		受付日	
-----	--	-----	--

代理人申請

※申請書の記入が出来ない方は代理人申請が可能です。(図書館に 来る 時間がないなどの理由は 不可です。)

だいりにん りようしゃ か とうろく かた しんせい ばあい きにゆう
代理人(利用者に代わって登録をされる方)が申請する場合記入してください。

ふりがな	
しめい 氏名	
じゅうしょ 住所	〒 -
でんわばんごう 電話番号	とうろくしゃ　かんけい 登録者との関係
だいりにん しん 代理人申	りょううちゅう　じたく　じっか　とう ①療養中(自宅　実家等) ②入院・入所(施設名:
せい りゆう 請の理由	③その他()

上記の者に申請を
委任します。

い にん しゃ しめい
委任者氏名

※サービス利用希望の方のご署名をお願いいたします。

【以下職員記入欄】

利用者がサインできない場合は、職員が説明を行い代筆を行います。

☐ デイジー図書等貸出サービスの説明を行い利用者の許可を得て代筆しました。

このサービスは【著作権法】により利用を定められています。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。

日本図書館協会 図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン
(資料を利用できる者)

4 著作権法第37条第3項により複製された資料(以下「視覚障害者等用資料」という。)を利用できる「視覚障害者等」とは、
別表1に例示する状態にあつて、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者をいう。

沖縄県立図書館では、この別表1を申請書の聞き取り欄として使用しています。